

むさしのエコreゾート及び武蔵野クリーンセンター 施設予約利用についての注意事項

1 利用に関する一般的な事項について

- ・利用時間を厳守してください。利用時間には搬入・設営から撤去・搬出までが含まれています。
- ・主催者が使用する場合を除き、車両の敷地内への進入はできません。
- ・館内で水分補給に必要な飲み物の持ち込み、摂取いただけます。(カフェスペース及びコミュニティラウンジでは、飲食を伴う利用ができます。)
- ・ごみは各自お持ち帰りください。
- ・火気の使用、危険物の持ち込みはできません。
- ・原則として、補助犬以外の動物は入館できません。
- ・館内で営利行為(物品販売、契約等の営業行為)・宗教・政治活動等の勧誘はできません。
- ・展示品や貴重品の管理は使用者の責任で管理するものとし、当施設では汚破損・盗難の責任は負いかねます。
- ・工具を持ち込んだ際は、事故のないよう十分に安全管理を行ってください。事故の責任は負いかねます。
- ・自由来館施設のため、他の来館者が通行したり、展示を見学していることがあります。大声を発したりしないなど、他の来館者への配慮をお願いします。
- ・他の団体等と隣り合わせて施設を利用する場合があります。
- ・利用が終了した際は、受付までお知らせいただき、室内の点検を受けてください。
- ・施設・設備の毀損・汚損・破損等で現状復帰ができないときは、速やかに受付に申し出てください。修繕費用をご負担いただく場合があります。

2 参加費について

- ・申込制講座や不特定多数の人が参加する講座等で参加費を徴収する場合は、事前にお知らせください。
- ・定員を設ける講座等で参加費を徴収する場合は、一人あたり2,000円を上限としてください。不特定多数の方が参加する講座等で参加費を徴収する場合は、一人あたり500円を上限としてください。
- ・参加費は講師謝礼・資料代等を含みます。ただし、市販の材料等を使用する場合は、別途、材料費として徴収することができます。

3 その他

- ・申込手續に基づく施設の利用権は、第三者に譲渡、転貸することはできません。
- ・次のいずれかに該当するときは、施設利用申込の承認をしない、または利用承諾の取消、利用の中止をする場合があります。
 - (1) 武蔵野市一般廃棄物処理施設設置条例、及びこの条例に基づく規則に反したとき
 - (2) 営利行為、宗教活動を主な目的とした利用であると認めるとき
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
 - (4) 施設または附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき
 - (5) 管理上支障があると認めるとき
 - (6) 利用の目的、条件に違反したとき
 - (7) 係員の指示に従わないとき